

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

一般社団法人 全国児童発達支援協議会
代表 加藤 正仁

1. 設立年月日:平成21年7月1日

2. 活動目的及び主な活動内容:

(1)活動目的・内容

- ・成長・発達が気になる子どもとその家族への発達支援活動
- ・その質的向上・発展と関係者の相互連携・交流
- ・乳幼児期・学齢期の成長・発達上の諸課題への支援に関する調査及び研究
- ・施設・事業所の運営に関する調査・研究
- ・政策提言(こども・家庭・現場の立場から)
- ・被災地支援(共助活動)

など

(2)活動実績

- ・こども家庭庁、厚生労働省関連の部会・検討会等への参画(在り方検討会、ガイドライン策定委員会等)
- ・厚生労働省障害者総合福祉推進事業の採択・実施
(直近)R4「障害児通所支援の支援内容に関する調査研究」
「障害児通所支援における支援の質の評価に係る調査研究」など
- ・全国研修会(管理者等研修会と職員研修会)、ブロックごとの研修の企画・開催
- ・国の専門コース別研修「障害児支援」、教育と福祉の連携関係(人材育成研修カリキュラム・動画の作成等)等への参画

など

3. 会員数 : 障害児通所支援事業等531団体(令和5年4月時点)

4. 法人代表 : 加藤 正仁(うめだ・あけぼの学園)



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

1. インクルージョンの推進

○地域支援の充実—インクルージョンの拠点となる「(仮称)地域こども発達サポートセンター」の創設について

こども家庭庁の中で障害児支援の役割として、地域の保育園や幼稚園等に在籍する障害児と家族への支援のために、今ある保育所等訪問支援を高機能化して児童発達支援センター等の地域支援の拠点になる「(仮称)地域こども発達サポートセンター」の創設が必要である。センターには、障害児支援の専門職(保育士、児童指導員、OT、PT、ST、心理、SW)がチームで支援できる人員配置と仕組みが必要である。【視点1・2】

① 保育所等訪問支援の高機能化について

現行の保育所等訪問支援では、事業所の職員が保育所等に訪問支援をした場合、事業所に所定の人数を配置する必要がある。そのためサービスの提供体制を確保する事が、困難な状況である。地域支援である保育所等訪問の在り方を抜本的に見直すべきである。

・インクルージョン推進のために保育所等に訪問支援をした場合、配置されている職員がその時間に利用している子どもの基準配置(5:1)を満たしている場合は、所定の人数を配置する必要はないものとする。また、訪問支援員特別加算要件は経験年数に応じて単価差を設けることも考慮すべきである。

【視点1・3】

・本事業をさらに推進するため、支援時間・回数や内容の標準化、また直接支援と間接支援の内容が整理されることも必要である。その為、保育所等訪問支援事業のあり方を見直す必要がある。【視点3】

② 子ども家庭センターとの連携強化

・こども家庭センターで作成される「サポートプラン」を障害のある子どもと家族も支援が必要な子どもとして作成する場合、障害児相談支援事業所との連携する加算を創設する。【視点1・2】

・子ども家庭センター児童発達支援事業所との連携のための加算やSW等の配置が必要である。

【視点1・2】

③ 居宅訪問型児童発達支援の見直し

・発達障害児で過敏な子ども、不登校児、引きこもりの子どもなど本来、居宅訪問型児童発達支援の対象要件は「医療ケア」の有無ではなく、それによって著しく外出が困難な児童であるので、障害の性質ではなく、家庭から出ることが出来るか否かで対象にする必要がある。【視点1・2】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

2. 児童発達支援センターの一元化に向けて

○幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家族支援機能の推進

- ①通所部門は一元化となり多様な障害特性の子どもと家族に対応できる高度な専門性が求められるため専門職(保育士、PT/OT、ST、心理、ソーシャルワーカー等)の配置が必要である。また人員配置基準は、3:1とすべきである。【視点1・2】
- ②NICUやGCU退院後、こども家庭センターの保健師と連携してサポートを進めるには、2歳未満の子どもと保護者(家庭)の受け入れに対する手厚い評価をする必要がある【視点1・2】

3. 障害児通所支援事業所(児童発達支援事業・放課後等デイサービス・児童発達支援センター)について

○報酬基準の見直し

- ①支援時間による評価の導入
 - ・現在、支援時間が1時間でも8時間でも同じ単位であるため、支援時間で評価するべきである。【視点3】
- ②障害児通所支援の人員基準と支援形態による評価の導入
 - ・現在、集団指導を前提としている人員配置基準・加算を見直し、総合支援型が基本であるが、個別や小規模集団(5人以下)のみを行う事業所の人員配置を見直す必要がある。その際、加配加算は算定できないようにするなどの要件を設けるべきである。【視点3】
- ③放課後等デイサービスにおける不登校児等の支援の評価
 - ・不登校の子どもを朝から受け入れ長時間支援している場合の加算の創設する。【視点1・2】

4. 障害児相談支援

○セルフプランの解消と報酬の見直し

- ・現行の障害児支援では、依然「セルフプラン」が多く、適切な相談支援がなされていないことが問題である。すべての子どもに障害児支援利用計画が作成され、適切にモニタリングされるよう、先述のような障害児特有の課題を整理し、取り組みやすい仕組みと報酬の見直しが必要である。【視点1】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

5. その他

①人材不足対策

・上記課題に対応するためには、処遇改善手当を含む人件費の基準を保育所などと同水準とし、そのためには財源を子ども子育て施策と一本化することも検討すべきである。

②児童発達支援管理責任者の不足への対応

・産休・育休中の児発管の代替を確保することも難しく、また急な退職の場合、児発管の配置を柔軟にするなどの見直しが必要である。「専門的支援の対象職種の児発管の場合、報酬の積み増しが必要である。【視点1. 2. 3】

③人材育成のための研修体系の構築と受講義務化

・障害児支援の専門性の確保のためには、発達支援の専門性を確保することが必要である。具体的には、研究22で示すことになっている研修カリキュラム案を制度化し、受講終了者にインセンティブを設けるべきである。【視点2】

④1日定員よりも多くの契約をしている場合の評価

・現行の障害児通所支援は、保育所などの基礎集団と併用利用していたり、ニーズに応じて複数事業所と契約していたり、短時間で発達支援を提供していたりすることが多く1日定員10人でも50人を超える契約者がいることがある。これは、大人の障害福祉サービスの通所事業とは大きく異なり、アセスメントから支援計画の作成、保護者面接や支援、地域の関係機関との連携作業量は膨大である。上記課題に対応するためには、障害児支援の特性を踏まえた評価の検討が必要である。

⑤オンラインでの発達支援・家族支援の継続

・子どもや家族の体調がすぐれないときであっても、支援を続けることが重要であるため、コロナ禍で始まったオンラインでの発達支援・家族支援を今後も提供できるよう継続すべきである。【視点4】

⑥保護者の就労ニーズへの対応

・障害のある子ども育てる保護者の就労支援としての保護者のニーズに対応する必要がある。就労支援であっても、発達の視点に立ち本人支援に加え、家族支援と地域(連携)支援をしっかりと行う事業所は、日中一時支援ではなく障害児通所支援とすべきである。【視点1】

⑦寒冷地の除雪費用への対応

・毎年、冬期間、除雪のために高額な経費がかかっている。今年は特に降雪量が多く、燃料代の高騰や高額な除雪機等の整備、除雪委託料などが増大し経営にも影響が出ている。【視点1. 2】

1 インクルージョンの推進

(1) インクルージョンの拠点となる「(仮称)地域こども発達サポートセンター」の創設について

【意見・提案を行う背景、論拠】

・こども家庭庁の中で障害児支援の役割として、現行の地域幼稚園や保育園、広場などに通園する障害児とその家族を支えるサービスについては、現状保育所等支援事業中心となり、児童発達支援センターの人員をやりくりしなければならないため十分に訪問が出来ていないなど課題がある。このため、インクルージョンを一層進めていくためサービスの提供体制を確保するためには、児童発達支援センターに地域の障害のある子どもと家族の発達をサポートの拠点となる(仮称)地域こども発達サポートセンターの創設が必要である。

【意見・提案の内容】

- ・上記課題に対応し、インクルージョン推進のためには、こども家庭庁の中で障害児支援の役割として、地域の保育園や幼稚園などで育つ障害のある子どもと家族への支援が重要である。そのために今ある保育所等訪問支援事業を高機能化して児童発達支援センターに必要な人材を配置した地域支援のための拠点の地域こども発達サポートセンターの創設が必要である。
- ・地域こども発達サポートセンターには、障害児支援の専門職(保育士、児童指導員、OT、PT、ST、心理、SW)がチームで支援できる人員配置と仕組みが必要である。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

① 保育所等訪問支援について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・現行の保育所等訪問支援事業では、障害児通所支援事業所の職員が訪問支援を行った場合も所定の人数を配置する必要があり、サービスの提供体制を確保するためには、困難な状況であり検討する必要がある。地域支援である保育所等訪問の在り方を抜本的に見直すべきである。

【意見・提案の内容】

- ・幼稚園や保育園に対する専門的支援として地域こども発達サポートセンターを創設する。
- ・インクルージョン推進のために、児童発達支援や放課後等デイサービス等に配置されている職員が、その時間に利用している子どもの基準配置(5:1)を満たしている場合は、訪問支援に行っている職員のかわりに改めて配置をする必要はないものとする。また、訪問支援員特別加算要件は経験年数に応じて単価差を設けることも考慮すべきである。
- ・正しい認識のもと学校や放課後児童クラブ等への訪問を促進するため、保育所等訪問支援の名称から「保育所」を削除し、新たな名称へ見直すべきである。
- ・本事業をさらに推進するため、支援時間・回数や内容の標準化が必要である。直接支援と間接支援の内容が整理されることにより取り組みを促進しやすくなると考えられる。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

② 「こども家庭センター」や母子保健との連携強化

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・現行の障害児相談支援において、またセルフプランのところが多くある。障害にのがある子どもと家族に寄り添った基本相談や支援の計画のためのサポートプラン作成について検討する必要がある。
- ・これまでも医療機関のほか、地域にある母子保健の拠点である子育て世代包括支援センターで健診やその後のフォローも行っている。こども家庭センターでは、支援が必要な親子にサポートプランを令和6年4月から実施される。障害のある子どもの子育てをする家庭は支援を必要とする家庭である。
- ・加えて児童発達支援事業所とこども家庭センターの連携強化のため加算・SW等の配置が必要である。

【意見・提案の内容】

- ・早期からのインクルージョンを推進するため、子育て世代包括支援センターや今後全国設置される予定の「こども家庭センター」が妊娠期から関わる機関と早期から連携することが重要となる。そのため、それらの機関で作成される「サポートプラン」を障害児とその家庭に対しても位置づけることが必要である。「サポートプラン」作成に障害児相談支援事業所も積極的に関与・連携した場合の加算の創設が必要である。

③ 居宅訪問型児童発達支援の要件の見直し

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・地域支援として居宅訪問型児童発達支援は重要であるが、現状では、自治体によって居宅訪問型児童発達支援の適用判断にはばらつきがある。

【意見・提案の内容】

- ・上記課題に対応するためには、医療的ケア児に限らず、子どもの最善の利益を考慮し、発達障害児で過敏な子ども、不登校や引きこもり、入院中の障害児など外出が困難な障害のある子ども全般を対象とした事業にすべきである。

2 児童発達支援センターの一元化に向けて

(1)中核拠点型の機能を果たすための基準の創設

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・現行の児童発達支援センターのサービスについては、児童発達支援管理責任者の他に保育・児童指導員が4:1のみの配置基準になっており、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援のためにまた、令和6年4月に向けての様々な障害特性のある障害児への対応が十分に出来ない課題がある。このため、児童発達支援センターの一元化のためには、専門職の配置が必要である。
- ②NICUやGCU退院後、こども家庭センターの保健師と連携してサポートを進めるには、2歳未満の子どもと保護者(家庭)の受け入れに対する手厚い評価をする必要がある

【意見・提案の内容】。

- ・上記課題に対応するためには、一元化後の人員基準及び報酬は、福祉型と同一とすること。なお、現行福祉型の人員配置 4:1では、多様な子どもたちへの適切な支援が難しいため、障害種別一元化後は3:1の人員配置基準として、専門職である保育士や児童指導員に加え、PT/OT、ST、心理、看護師等の配置が必要である。
- ・通園部門を将来的にはインクルージョン化の方向で検討も必要である。
- ・上記課題に対応するためには、通所支援(児童発達支援等)部分とセンターの地域支援機能部分とは人員配置を分ける必要がある。地域支援機能部分には、多様な障害に対応できる高度の専門性が求められることから、保育所等訪問支援や障害児相談支援だけでなく、インクルージョン推進のためのコーディネーターや専門職(保育士、PT/OT、ST、心理、ソーシャルワーカー等)の配置が必要である。
- ・地域によっては中核機能を担う職員を単独で確保することが困難であることから、通所支援部分と兼務を可能とする。
- ・NICUやGCU退院後、こども家庭センターの保健師と連携してサポートを進めるには、2歳未満の子どもと保護者(家庭)の受け入れに対する手厚い評価をする必要がある

3 障害児通所支援事業所(児童発達支援事業・放課後等デイサービス・児童発達支援センター)

(1)報酬基準の見直し

①支援時間による評価の導入

【意見・提案を行う背景、論拠】

・現行の障害児通所支援サービスについては、支援時間が1時間でも8時間でも同じ単位であり総合支援型が基本であるが、個別支援、小集団など様々な支援形態があるという課題がある。また総合支援型は、食事、プール、散歩など支援中の事故のリスクも高い。そのためのサービスの提供にあつた報酬基準を検討する必要がある。サービス提供時間に関しては児童発達支援センターが含まれる。

【意見・提案の内容】

・上記課題に対応するためには、総合支援型を基本として支援時間で評価するべきであり、そのために、個別支援型(トータルアセスメント)、短時間グループ型(2時間から3時間)、総合支援型(4時間以上の支援、給食も行う)など見直しを行う必要があると考えている。

②障害児通所支援の人員基準と支援形態による評価の導入

【意見・提案を行う背景、論拠】

・現行の通所支援の人員配置基準や報酬単位については、個別支援のみを提供する場合でも集団支援と同じ単位となっている。現行の人員配置基準や報酬単位は、歴史的経緯からも集団支援を前提(個別支援も併用可能)としているが、現状は個別のみを行う事業所や定員を午前午後に分けて小集団で支援する事業所も指定されており、実態と合わなくなっている部分がある。

【意見・提案の内容】

・上記課題に対応するため、具体的には、個別支援のみを提供する場合でも集団支援と同じ単位となっている人員配置基準や報酬単位について、集団支援と個別支援との単位を分けるべきである(個別支援単位の導入)。なお、個別支援のみの事業所の場合は、集団を前提とした現行の10:2の人員配置基準を根本的に見直す必要がある。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・現行の通所支援の人員配置基準や報酬単位については、職員加配加算(児童指導員等加配加算、専門職員加配加算等)は、元々集団支援をしていることを前提に、手厚い支援や専門性の確保を目的に設定されている。しかし、現行基準では、個別支援のみを行う事業所でも職員加配ができてしまう。

【意見・提案の内容】

- ・加配加算は本来の目的どおり集団支援を行うための加算であることを明示した上で、個別や小規模集団(5人以下)での支援の場合には、加配できないようにするなどの要件を課すべきである。

③ 放課後等デイサービスにおける不登校児童等の支援の評価

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・現行の放課後等デイサービスでは、障害のある不登校児を受け入れ、安心できる居場所として機能している事業所や朝から受け入れている事業所もある。長い時間支援している評価がされていない課題がある。このため、不登校児を支援するためには1日単価もしくは時間単価が必要である。

【意見・提案の内容】

- ・上記課題に対応するためには学校との連携など条件を付けて上で、長時間支援している場合には1日単価(もしくは時間単価)で請求できるようにすることが必要である。また、義務教育終了後行き場所がない障害児や引きこもり気味の障害児も通えるよう、学籍ではなく年齢で利用できる事業に基準を見直すべきである。

4 障害児相談支援

(1) セルフプランの解消と報酬の見直し

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・現行の障害児支援では、依然「セルフプラン」が多く、適切な相談支援がなされていないことが問題となっている。児童期は関係する機関が多く、また、短期間で移行するため、連携及び移行支援が必要であるにも関わらず、コーディネートやマネジメントがされていない状況である。

【意見・提案の内容】

- ・上記課題に対応するためには、すべての子どもに障害児支援利用計画が作成され、適切にモニタリングされるよう、先述のような障害児特有の課題を整理し、取り組みやすい仕組みと報酬の見直しが必要である。
- ・前述した子ども家庭支援センターでの「サポートプラン」を障害児とその家庭に対しても位置づけることが必要である。「サポートプラン」作成に障害児商談支援事業所も積極的に関与・連携した場合の加算の創設が必要である。

5 その他

①人材不足対策

②児童発達支援管理責任者の不足への対応

- ・産休・育休中の児発管の代替を確保することも難しく、また急に退職してしまった際の児発管の配置を柔軟にするなどの見直しが必要である。
- ・一定の質的評価をされている「専門的支援の対象職種」が児発管となった場合の報酬の積み増しを要望する

③人材育成のための研修体系の構築と受講義務化

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・現行の障害児支援の果たす役割は大きくなっているが、CDSで行った調査によると、発達支援の経験年数が3年から5年が一番多いという実態があった。そのために、障害児支援の専門性構築に課題がある。今後地域において障害児支援の専門性を十分に役割を果たすためには、系統だった研修カリキュラムを国として検討する必要がある。

【意見・提案の内容】

- ・上記課題に対応するためには、発達支援の専門性を確保することが必要である。具体的には、研究22で示すことになっている研修カリキュラム案を制度化すべきである。
- ・また、その研修を修了した者に対して、何らかのインセンティブをつけるべきである。

④1日定員よりも多くの契約をしている場合の評価

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・現行の障害児通所支援は、保育所などの基礎集団と併用利用していたり、ニーズに応じて複数事業所と契約していたり、短時間で発達支援を提供していたりすることが多く1日定員10人でも50人を超える契約者がいることがある。これは、大人の障害福祉サービスの通所事業とは大きく異なり、アセスメントから支援計画の作成、保護者面接や支援、地域の関係機関との連携作業量は膨大である。

【意見・提案の内容】

- ・上記課題に対応するためには、障害児支援の特性を踏まえた作業に対する評価の検討が必要である。

⑤ オンラインでの発達支援の継続

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・コロナ禍においてオンラインでの発達支援、家族支援が可能になったが、現行の障害児支援サービスは、オンラインでの提供については適応とされない課題がある。このため、オンラインでの支援は、不登校、病気などの理由で外出できない子どもにとっても、家族にとっても必要であり、オンラインでの発達支援の提供を検討する必要がある。

【意見・提案の内容】

- ・子どもや家族の体調がすぐれないときであっても、不登校児や引きこもりの支援としても重要である。また、家族支援においても、病気、就労などでなかなか事業所に来所保護者の事業所内相談支援やペアレントトレーニングなどが有効である。コロナ禍で始まったオンラインでの発達支援・家族支援を今後も提供できるよう継続すべきである。

⑥ 保護者の就労ニーズへの対応

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・現行の障害のあるこどもの保護者の就労支援ニーズがあるが、十分に対応できていない現状がある。保護者の就労支援ニーズの預かりであっても、発達の視点に立ち本人支援に加え、家族支援と地域支援をしっかりと行う事業所は日中一時支援ではなく、障害児通所支援として検討が必要がある。

【意見・提案の預かりであっても「内容」】

- ・上記課題に対応するためには、習い事のための提供や適切な発達支援とは言えない預かりだけの事業所、家族支援や地域連携をしない事業所は、障害児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス)ではなく、日中一時支援とすべきである。